

## 看護師等 就業助成金(沖縄県内離島)

沖縄県外から石垣島や宮古島などの県内離島の医療機関等に看護職として就職した方を対象に就業助成金を支給します。

※申請は雇用主の医療機関等が行い、雇用主から支給されます。

※予算上限に達し次第終了します。

○2人以上世帯 …… 40万円

○単身世帯 …… 20万円

※1割は雇用主（医療機関等）の負担

助成金支給の条件

※以下の項目に全て該当すること

- 看護師、保健師、助産師、准看護師の資格を有している者。
- 沖縄県内離島に移住する直前に沖縄県外に在住していた者。
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に就職した者。
- 沖縄県内離島の医療機関等に看護師等として就職する者。
- 沖縄県内離島の医療機関等で週30時間以上かつ1年以上勤務する者。
- 雇用主が助成金申請に同意していること。

※当該支給要件以外に雇用主により支給要件が定められている場合があります。

お問い合わせ先

沖縄県保健医療総務課 看護班

TEL：098-866-2169

